

聖路加国際大学 2025 プラン



平成 30 年 1 月策定

【聖路加国際大学の基本情報】

<大学名> 聖路加国際大学

<開設主体> 学校法人聖路加国際大学

<所在地> 東京都中央区明石町 10 番 1 号

<学部および研究科>

看護学部

大学院看護学研究科

大学院公衆衛生学研究科(公衆衛生大学院)

<学生定員数および在籍数> 2017 年 11 月 1 日現在

| | | | |
|-------------|-------------|------------|-----------|
| 看護学部 | 入学定員 100 名 | | |
| | 3 年次編入 30 名 | 収容定員 395 名 | 在籍数 407 名 |
| 大学院看護学研究科 | | | |
| 博士前期課程 | 入学定員 50 名 | 収容定員 100 名 | 在籍数 128 名 |
| 博士後期課程 | 入学定員 20 名 | 収容定員 50 名 | 在籍数 57 名 |
| 大学院公衆衛生学研究科 | | | |
| 専門職学位課程 | 入学定員 25 名 | 収容定員 25 名 | 在籍数 34 名 |

<教職員数> (2017 年 3 月 24 日現在)

看護学研究科 常勤教員 75 名:教授 23 名、准教授 19 名、助教 32 名、助手 1 名
特任教員 7 名
客員教授 2 名

非常勤講師 32 名

臨床教員 :教授 48 名、准教授 43 名、助教 15 名

公衆衛生学研究科 常勤教員 16 名:教授 7 名、特任教授 2 名、准教授 3 名、講師 4 名
非常勤講師 2 名
臨床教員 1 名
兼務教員 3 名

<附属施設>

・聖路加国際病院 (学校法人聖路加国際大学寄付行為第 4 条 2)

目次

| | |
|----------------------------|-------------|
| 1. 現状と課題 | |
| 1) 聖路加国際大学の現状 | P.1 |
| (1) 理念 | |
| (2) 運営の基本方針 | |
| (3) 主な教育研究実績 | |
| (4) 本学の現状 | |
| | |
| 2) 聖路加国際大学の課題 | P.13 |
| (1) 看護学部 | |
| (2) 大学院看護学研究科 | |
| (3) 公衆衛生大学院 | |
| (4) 教育センター事業の拡充 | |
| (5) 研究の強化 | |
| (6) 国際化への対応 | |
| (7) その他 | |
| | |
| 2. 今後の方針 | |
| 1) 国際通用性のある高等教育機関 | P.17 |
| | |
| 2) 5つのチャレンジ | P.17 |
| | |
| 3) 大学院における教育・研究の重点化 | P.19 |
| | |
| 3. 主な計画に対する目標値 | P.21 |

1. 現状と課題

1) 聖路加国際大学の現状

(1)理念

本学はキリスト教精神に基づき、看護保健・公衆衛生の領域において、その教育・学術・実践活動を通じて、国内外のすべての人の健康と福祉に貢献することを目的とする。(聖路加国際大学 学則第1条)

(2)運営の基本方針

①大学全体

<教育目標>

本学の教育は、看護保健・公衆衛生の領域において、指導者ならびに高度専門職業人として、国内外のすべての人の健康と福祉に貢献する人材の育成を目標とする。(聖路加国際大学教育に係る方針等に関する規程第2条)

<ディプロマポリシー>

教育目標に到達するために計画されたカリキュラムによって学修し、定められた単位取得および最終審査に合格したものに学位を授与する。

<カリキュラムポリシー>

本学の教育課程編成およびその実施方針は以下の通りとする。

- (1) 学生が各個人に賦与された資質を心身両面にわたって調和よく発展させ、知的能力と判断力を高めるとともに、道徳的、倫理的価値観の形成を支援する。
- (2) 自他を問わず人間を愛し、相互に理解し合い、人種・信条を問わず人間社会の種々の領域に積極的に参加し、学修を通して公共の福祉を推進する人材となるよう支援する。
- (3) 社会の要請に応じて、教育と研究を通して医療・看護・保健福祉・公衆衛生分野の発展のために努力を続け、その成果を役立てることによって、広く社会に寄与する人材となるよう支援する。

<アドミッションポリシー>

大学の理念および教育目標に賛同し、その一翼を担おうとする意欲ある人材を受け入れる。受け入れに当たっては、国籍・宗教・障がい等を問わず、最大限妥当かつ公平な方法によって選抜する。

②看護学部

看護学部は、看護に関する科学的知識を培い、技能の熟達と人格の涵養につとめ、指導者としての能力を高め、看護の実践と応用によって看護学および看護教育の進歩発展に寄与することのできる人材の育成を目的とする。(聖路加国際大学学則第2条2)

<教育目標> (聖路加国際大学教育に係る方針等に関する規程別表 1)

看護学を専門とし、その領域において指導者となる人材を育成する。

- 1.人間愛に基づき、あらゆる文化背景の人々を理解し、共感を持って接することができる態度を持つ。
- 2.自己を見つめ、生涯にわたって自己の人間形成をはかりつつ、自律的に行動する態度を持つ。
- 3.事象への関心を深め、幅広く学問を探求し、批判的思考力を持つ。
- 4.看護を必要としている個人・家族・地域社会に対して、対象に応じて系統的に看護実践できる基本的知識と技術及び態度を持つ。
- 5.看護職の一員としてリーダーシップを発揮し、責務を遂行する能力を持つ。
- 6.日本および国際社会における看護の機能と役割を広い視野で多面的にとらえ、保健医療・福祉システムの中で責任を担う姿勢を持つ。
- 7.看護の専門職性および看護学の発展に寄与しようとする意欲を持つ。

<ディプロマポリシー> (聖路加国際大学教育に係る方針等に関する規程別表 2)

教育目標に到達するために計画されたカリキュラムによって学修し、定められた単位を取得し、卒業したものに学位を授与する。

- ・教育目標に基づく各科目の目標達成を学生と教員が確認しつつ、最終学年に計画されている看護研究Ⅱまたは、総合実習(選択必修科目)の学習過程と成果において、教育目標への達成を確認する。

<カリキュラムポリシー> (聖路加国際大学教育に係る方針等に関する規程別表 3)

1. 教養科目、基礎科目、専門科目の3科目群からカリキュラムを構築する。
2. 教養科目では、広く人間を見る視点を養うことを主眼とし、建学の精神であるキリスト教について学び、かつグローバルな人材育成のため英語力の強化を図る。
3. 看護を「人間と環境との相互作用により、最適な健康状態を生み出すことをめざす働き」と考え、人間、環境、健康・看護の4概念とそれらの関係に基づき、基礎科目から専門科目を積み上げて学修できるよう配置する。看護の基本姿勢の中心概念は People-Centered Care とする。
4. 学修方法を身につけられるように、各科目では主体的な学びを推進する。

<アドミッションポリシー> (聖路加国際大学教育に係る方針等に関する規程別表 4)

大学の理念及び教育目標に賛同し、その一翼を担おうとする意欲ある人材を受け入れる。受入れにあたっては、国籍・宗教・障がい等を問わず、最大現妥当かつ公平な方法によって選抜する。

1. 人に対する関心や思いやりを持つことができる人
2. 人と人との関わりを大切にできる人
3. 人の悩みや苦しみを感じることができる人
4. 科学的な探究心の旺盛な人
5. 世界の人々の健康に関心がある人

③大学院

聖路加国際大学大学院(以下「本大学院」という)は、看護学・公衆衛生学の理論および応用を教授研究し、深奥な学識と高度な実践・研究能力を養い、文化の進展に寄与することを目的とする。(聖路加国際大学大学院学則第1条)

③-1 看護学研究科

看護学研究科は、看護学の理論構築と応用研究および高度な実践能力の教育と、社会が直面する健康課題に取り組み、実践者及び教育研究者を育成することを目的とする。(聖路加国際大学大学院学則第3条4)

＜教育目標＞(聖路加国際大学教育に係る方針等に関する規程別表1)

看護学を専門とし、その領域において指導者となる人材を育成する。

博士前期課程(修士課程)は、広い視野に立って精深な学識を授け、看護学の分野における研究能力または高度の専門性を要する看護の実践および看護教育に携わる者等に必要な高度の能力を養うものとする。博士後期課程は、人々の生活の質をさらに向上させるために、看護学の分野における研究者および指導的な高度看護実践者として自立した研究活動、科学的根拠に基づく組織や保健医療システムの変革およびその基礎となる豊かな学識を養う。

＜ディプロマポリシー＞(聖路加国際大学教育に係る方針等に関する規程別表2)

教育目標に到達するために計画されたカリキュラムによって学修し、定められた単位を修得するとともに、学位論文の審査ならびに最終試験に合格した者に、修士および博士の学位を授与する。(博士の学位について課程の修了を要件としない場合がある)(修士:大学院学則第16条、学位規程第4条;博士:大学院学則第17条、学位規程第5条)

最終試験において、以下の基準を満たした者に修士の学位を授与する。(最終試験審査基準)

1. 修士 論文コース

- ・看護研究者として必要とされる態度・資質を有している。
- ・研究内容を積極的にプレゼンテーションできる。

2. 修士 上級実践コース

- ・上級実践者としての専門的能力に優れている。
- ・課題研究を今後の実践に結びつけて説明できる。
- ・専門職者としての態度・資質を有している。
- ・上級実践者としての幅広い知識・教養を有している。

3. 博士課程 PhD コース

- ・自律的・計画的・持続的に十分時間をかけて学位論文を作成した。
- ・これまで成果を発表しており、今後も継続してプレゼンテーションを行える。
- ・今後の研究課題の展開および自立して研究者としてやっていける見通しを持っている。
- ・看護研究者として必要とされる態度・資質を有している。
- ・看護研究者としての幅広い知識・教養を有している。

4.博士課程 DNP コース

- ・高度実践家として変革を起こすためのプロジェクトを実施した。
- ・人々の生活の質、安全、健康の改善を促進するためにリーダーシップを発揮する。
- ・患者やコミュニティのアウトカムを保証するための協働とチームワークを促進する。
- ・組織・コミュニティ・社会に働きかけるための態度・資質を有している。
- ・高度実践家としての高い技術と幅広い知識・教養を有している。

<カリキュラムポリシー> (聖路加国際大学 教育に係る方針等に関する規程別表 3)

1. カリキュラムは、専門科目を学び深めるために必要となる看護学の基礎的理論や研究技法、ならびに関連諸科学の理論や技法を学ぶ基盤分野と、専門分野から構成する。
2. 修士課程においては、教育・研究者を育成するコースと、高度実践家を育成するコースを設け、それぞれの目的に応じた科目を配置し、指導教員のもとで修士論文の作成または課題研究と高度な実践能力の育成を行う。
3. 博士課程では、研究者コースでは研究者・教育を育成するために、基盤分野、専門分野を学んだ上で、博士論文を作成する。DNP コースでは高度な看護実践と変革を起こすためのアプローチを基盤とし、倫理的、生物学的、心理社会的、組織的、情報科学的な知識と看護学の知識を統合する能力の育成を行う。

<アドミッションポリシー> (聖路加国際大学 教育に係る方針等に関する規程 別表 4)

大学の理念および教育目標に賛同し、その一翼を担おうとする意欲ある人材を受け入れる。受け入れに当たっては、国籍・宗教・障がい等を問わず、最大限妥当かつ公平な方法によって選抜する。

1. 関心ある看護現象を解き明かす意欲をもっている人
2. 自ら学ぶことができる人
3. 物事を論理的に考えることができる人
4. 自分の考えを正確に表現できる人
5. 物事を柔軟に考えることができる人
6. 他者と協働することができる人
7. 変化を楽しみ、変化を起こす意欲をもっている人

③-2 公衆衛生大学院

本大学院は、医療・保健分野における高度な専門知識の修得および国内外の諸問題をグローバルスタンダードに照らし合わせて解決する能力の育成により、社会における人間の健康と幸福の保持・増進に寄与する公衆衛生分野の高度専門職業人を養成することを目的とする。(聖路加国際大学公衆衛生大学院学則第3条)

＜教育目標＞（聖路加国際大学 教育に係る方針等に関する規程 別表 1）

広い視野に立って精深な学識を授け、公衆衛生上の諸課題に対し、科学的根拠に基づく高度の実践能力を要する専門職業人の養成および、公衆衛生教育に携わる者等に必要な高度の能力を養うものとする。

＜ディプロマポリシー＞（聖路加国際大学 教育に係る方針等に関する規程 第 3 条）

社会における人間の健康と幸福の保持・増進に寄与する高度専門職業人を養成するため、数理科学・社会科学・人文科学を包括し、医療と保健、福祉の有効性・効率性・倫理性などに関する教育を行う。本研究科にて学位を授与された者は以下に述べるような能力を保持することが期待される。

1. 医療・保健・福祉を取り巻く環境の変化を踏まえ、公衆衛生上の諸問題を科学的に分析・評価する能力(広い視野で医療・保健・福祉をとらえ、科学的に分析する能力)
2. 医療・保健・福祉の分野における国内外の諸問題をグローバルスタンダードに照らし合わせて評価・解決する能力(国際性および問題解決力)
3. 公衆衛生分野における高度専門職業人に必要な実践的技術・能力(疫学・生物統計学等、定性的、定量的分析方法の専門知識・技能)
4. 公衆衛生の実践活動においてリーダーシップを発揮できる能力(リーダーシップ)

＜カリキュラムポリシー＞（聖路加国際大学 教育に係る方針等に関する規程 第 4 条）

本研究科は、社会における人間の健康と幸福の保持・増進に寄与する高度専門職業人を養成するため、多様な背景をもつ学生の経歴に応じた具体的目標を定め、グループワークやフィールドワークなどのアクティブラーニングを中心におきつつ、講義やケーススタディなどを組み合わせた体系的な教育課程を以下の考え方により編成する。

1. 国際的な公衆衛生学教育プログラムの認定機関である米国公衆衛生教育協会 Council on Education for Public Health(以下、CEPH)において基本科目とされる「生物統計学」「疫学」「医療管理学」「社会・行動科学」「環境保健科学」を基盤として、「生物統計学」をはじめ、科目区分「疫学」の中には「臨床疫学」、「疫学実習」を別に設ける。また、「公衆衛生応用科目」の中に「健康・行動科学」、「医療政策管理学」、「環境科学」を置き、さらに「学際健康科学科目」において個別具体的な学修を深め、「実践課題」の履修によって完成させる、という体系的な学修体制の教育課程を編成する。また、修了要件単位数を CEPH の認証基準である 42 単位とすることにより、CEPH 認証基準に準拠した世界水準のカリキュラムを提供する。
2. 聖路加国際病院を中心とする実践の場を提供することにより、「臨床疫学」分野をはじめとする最先端の臨床研究や医療の質の評価・向上に係る実践を学ぶ機会を提供する。
3. 教育課程の標準は2年コースであるが、6年制の学部卒の国家資格(医師、歯科医師、薬剤師、獣医師)、医療・保健・福祉関連分野の修士号、その他の分野の博士号を保有する者については、その実績に鑑み、効率的・効果的に公衆衛生学の知識と技術を付与する、1年コースを設置する。これは、入学時に実践課題のテーマを確認したうえで、学生を研究室に配属するとともに、前期に必修科目と選択科目を履修し、後期は残りの必修科目と選択科目および実践課題のテーマに集中した履修を行うカリキュラムとする。

＜アドミッションポリシー＞（聖路加国際大学 教育に係る方針等に関する規程 第5条）

社会における人間の健康と幸福の保持・増進に寄与する高度専門職業人を養成するため、実務経験のある社会人を中心とした以下のような学生を受け入れる。

1. 臨床経験や実務経験のある医師・歯科医師、看護師・保健師、病院事務職
2. 薬事行政や治験などの分野で実務経験のある、もしくはそれらの分野での実践、実務を志向する薬剤師・CRC
3. 医療・保健・福祉関連分野で実務経験のある、もしくはそれらの分野での実践、実務を志向する非医療従事者（統計家、行政職員等、医療ジャーナリストなどメディア関係者）
4. 国際保健分野、国際機関等での実践、実務を志向する者
5. 公衆衛生分野に関する知識と技術を実務に還元するための具体的な目標を持つ者

(3)主な教育研究実績（2017年度実績）

①入学志願者

学部：推薦・帰国生・指定校推薦入試 56名（前年比19名増）

一般入試 748名（前年比439名増）

3年次編入 65名（2017年度から） 2016年度までは2年次編入 40名

大学院：看護学研究科 博士前期課程 94名（前年比29名増）

博士後期課程 24名（前年比5名増）

公衆衛生大学院 41名（2017年度から）

②入学者の出身地（2017年度）

関東 62名（東京27名、千葉9名、埼玉8名、神奈川12名、茨城6名）

岩手1名、秋田1名、宮城2名、静岡2名、長野1名、富山1名、石川1名、大阪1名、広島1名、福岡1名

③学生構成（2017年度）

・看護学部：407名

学部1年 100名、

学部2年 84名

学部3年 123名（学部生80名、2年次学士編入生13名、3年次学士編入生30名）

学部4年 100名（学部生81名、2年次学士編入生19名）

*留学生数 学部1名（2年次学士編入生1名）

社会人経験学生 53名（13.0%）

出身地：関東326名、関東外81名

多様な学びに関するプロジェクト 聴覚障がい 1名

・看護学研究科：185名

看護学研究科 修士1年 64名、修士2年 56名、修士3年 8名

看護学研究科 博士1年 19名、博士2年 14名、博士3年 24名

* 留学生数 博士後期課程 3名

多様な学びに関するプロジェクト 聴覚障がい 1名

・公衆衛生学研究科:35名

公衆衛生学研究科 修士1年 35名

1年コース10名、2年コース16名、3年コース9名

職種:医師25名、看護師3名、薬剤師4名、検査技師1名、理学療法士1名、IT技術者1名

* 留学生数 5名(女性3名、男性2名)

本学職員9名、元職員3名

④退学者等(2016年度)

看護学部退学者2名、除籍者1名

大学院看護学研究科退学者 修士課程2名、博士後期課程3名、

除籍者 修士課程1名

⑤学位取得者(2016年度)

学士(看護学) 101名(学部生82名、2年次学士編入生19名) 累積 3346名

修士(看護学) 45名

(看護学専攻26名、ウィメンズヘルス・助産学19名)

(修論コース13名、上級実践コース32名)

累積787名:看護学専攻617名、ウィメンズ170名

博士(看護学) 22名(課程博士20名、論文博士2名) 累積180名(165名、15名)

* 留学生数

⑥資格取得状況

看護師国家試験合格率 98.0%

保健師国家試験合格率 100%

助産師国家試験合格率 93.7%

養護教諭I種免許 20名

⑦学生満足度(2016年度)

学生生活全体の満足度(とても満足+満足): 学部生:89%、大学院:88%

⑧学生によるカリキュラム評価(2016年度卒業生、満足の割合)

・教養科目 39%、基礎科目 64%、専門科目 69%、実習科目 72%、総合看護・看護研究Ⅱ 65%

・図書館 64%、コンピュータールーム 69%、アーツルーム 58%、行事 44%、課外活動 38%

⑨教育目標の到達度(2016年度卒業生、「十分に達成した」「ほぼ達成した」の割合)

- ・人間愛に基づきあらゆる文化・人々を理解し共感を持って接することのできる態度を持つ。81%
- ・自己を見つめ、生涯にわたって自己の人間形成をはかりつつ、自律的に行動する態度を持つ。84%
- ・事象への関心を深め、幅広く学問を探究し、批判的思考力を持つ。80%
- ・看護を必要としている個人・家族・地域社会に対して、対象に応じて系統的に看護実践できる基本的知識と技術及び態度を持つ。85%
- ・看護職の一員としてリーダーシップを発揮し、責務を遂行する能力を持つ。68%
- ・日本および国際社会における看護の機能を役割を広い視野で多面的にとらえ、保健医療・福祉システムの中で責任を負う姿勢を持つ。71%
- ・看護の専門職性および看護学の発展に寄与しようとする意欲を持つ。77%

⑩進路

学部生: 病院 87 名(聖路加国際病院 53 名(52.5%)、東京大学医学部附属病院 9 名(8.9%)など)

訪問看護ステーション 1 名、県・市 3 名、進学・留学: 7 名、その他 3 名

大学院生:

修士: 病院 29 名(聖路加国際病院 5 名ほか)

訪問看護ステーション 4 名、大学など教育職 3 名

進学・留学 4 名、その他 5 名

博士: 大学など教育施設 13 名、研究施設 2 名、進学 1 名、保健所 1 名、その他 9 名

⑪外部研究資金獲得状況(2016年度)

| | | |
|--------------|-------|-------------|
| ・文部科研費採択件数 | 69 件 | 9700 万円 |
| ・厚生労働科研・AMED | 33 件 | 2 億 1100 万円 |
| ・その他の助成金 | 5 件 | 1400 万円 |
| 合計 | 107 件 | 3 億 2200 万円 |

⑫学生海外派遣参加者数 98 名

⑬海外学術交流協定校数 14 校、海外からの受入れ学生数 16 名(2017年度)

(4)本学の現状

大学の変遷

キリスト教宣教師ルドルフ・B・トイスラーが1920年に創立した聖路加国際病院附属高等看護婦学校を母体とする。1927年に日本で唯一の最高教育機関として聖路加女子専門学校として認可を受けた。1954年に3年制の聖路加短期大学、1964年には私立大学初の看護学部4年制教育を開始、名称を聖路加看護大学とした。

1988年に日本で初の看護学大学院博士後期課程を設置し看護学の最高学府として看護博士号を授与する教育機関となった。このように、1920年を創立とする本学は、看護学の基礎教育から高等教育までのパイオニアとしての役割を果たしてきた。トイラーが意図したのは単なる職業訓練ではない看護師の育成であり、長い歴史と伝統の中で輩出された学士3346名、修士787名、博士178名によって具現されている。聖路加卒業・修了生は国内外の公的機関や大学、医療・福祉のリーダーとして活躍するとともに、後進の育成に携わることで広く看護・医療保健全体の発展に貢献してきた。2017年には公衆衛生大学院を開設し、高度で質の高い実践者と研究者を輩出する総合大学へ発展を遂げた。本学は来る2020年には100周年を迎える。

1990年に本学看護学部はWHO看護開発協力センターの指定機関として承認を受け、プライマリーヘルスケア(PHC)における看護の教育、実践および研究を発展させる拠点として活動を開始し、それ以来、PHCの開発に貢献してきた。現在は国内唯一の看護開発協力機関として重要な役割を担っている。また、2003～2007年度に行った聖路加看護大学21世紀COEプログラム「市民主導型の健康生成をめざす看護拠点形成」では、市民と医療者がパートナーとなり、医療者主導ではなく市民主導で困難や不安、苦痛など様々な健康問題を共に解消していく考え方・概念としてPeople-centered care(以下、PCC)を提唱した。本学ではPCCを中核概念に置いた教育が実施され、教育・実践・研究におけるPCCの実現へ取り組んでいる。また、2013～2015年度には文部科学省の助成によるフューチャー・ナースファカルティ育成プログラムを展開し、研究軸足教育者に加え臨床軸足教育者であるクリニカル・ナースエドゥケーターを輩出し、未来の看護系実践教員養成を強化している。

さらに、2014年4月に、聖路加看護大学から聖路加国際大学へ大学名を変更し聖路加国際病院を附属施設とした組織改変を機会に、2017年4月には公衆衛生大学院が開設され、本学において国内外における公衆衛生分野の諸問題に対して指導的役割を担う。高度専門職人材の養成を行う公衆衛生学研究科を設置し運営することは、本学が果たすべき使命であると勘考するところである。

看護学部の現状

2014年度より聖路加国際大学と名称を変更し、大学と病院とが一体となって専門職者を育成する基盤が整った。看護学教育の充実を図るため看護学部では、2015年度よりカリキュラムを刷新し、次の7項目に取り組んでいる。

2018年度は刷新カリキュラムによる初めての卒業生を輩出する。次の7項目および教育目標に沿った成果の評価を実施する計画である。

①実習体制の整備

実習科目の整備:これまでの実習科目23単位の内容を見直し、34単位の实習を可能にし、学部生から新人看護職への移行が円滑に進むよう計画し、実施している。看護実践力の成果の評価を卒業時評価にて計画的に行う。

実習指導体制の整備:実習指導には、これまでの担当教員および看護スタッフに加え、学部実習担当者、クリニカル・ナースエドゥケーター(CNE)を配置した。これにより、専門職者の育成に実践者と教員が協働で関わる基盤を構築し、実施している。毎年質問紙調査にてデータを収集し改善に繋いでいる。

②アクティブラーニングの推進

学部生が実際に発揮できる実力を培い、教育目標を達成するために、アクティブラーニングの導入を推進している。学修内容の受動的な一方向の学習ではなく、系統的な知識基盤に基づいた実際的な課題の解決を自らの力で行うことができるための自己研鑽力を培う学習方法を取り込み、シラバスに反映している。シラバス検討委員会はシラバスを検討し、結果を担当教員にフィードバックし、改善されたことを確認するという手続きをとっている。

③教養教育カリキュラムの充実

刷新カリキュラムでは、国際大学への名称変更にもない、文化人類学とスペイン語の追加を行った。さらに2017年度には教養を高める基盤となる科目「総合科目」を開設した。2018年度には学生の要望を反映したフランス語を開設する。今後は、総合大学との連携により教養科目の選択肢を広げ、本学の時間割の工夫によって教養科目を履修しやすくする。また、科目名を魅力的な名称に変更し、教養科目の選択者を増やすことを計画している。

④3年次学士編入制度

既に学士の学位をもつ者が、さらに学士(看護学)を取得するための教育をこれまでの3年間から2年間に変更し、2017年度より30名を受入れている。履修単位数が多く、実習および演習科目の多い教育課程であることから、学習方法の洗練が求められる。このため、学習者と教育者の両方の視点から、科目内・科目間の学習内容の統合・再編を推進している。統合・再編の方法を現在進行中のカリキュラム改革に反映し、4年間で学ぶ学生にも順次適用していく。この評価は、カリキュラムの卒業時評価により実施する。

⑤多様な背景の学生の受け入れ

受験生の多くは関東圏出身であり、一般入試の科目は文系とも理系とも言えない内容であった。多様な学生を集めるため入学定員を100名とし、文系・理系のどちらで準備をしても受験できる入試形態と受験の機会を設定した。同時に広報の強化、同窓会の活用を行い、全国各地から受験生を集める努力を行っている。

⑥アドバイザー制の導入

学生が充実した学生生活を送り、社会人・職業人として自律・自立するために、すべての学生に対し、アドバイザー教員を配置し、修学・生活・進路について、個別の確認・助言・指導等を行い、支援するアドバイザー制を2017年度より導入し、運用している。2017年度11月に開催した保護者懇談会において、来校した保護者との面談を実施し、好評を得ている。今後、学生と教員からの評価を実施し改善していく。

⑦国際性の推進

国際連携センターは国際性の推進の中心的役割を担っている。学部生を対象に「医療人としての国際的な視野の涵養」を目的とした学習の機会を提供している。本学に留学している研修者や留学生との交流のほか、海外の協定校への留学が毎年実施されている。学生国際奨学金は全学生が在学中に1度は取得可能である。短期留学経験者数は全国で3位であった。国際性の向上の評価は語学の実施である。今後、評価指標を開発し実施していく。

看護学研究科の現状

大学院看護学研究科では大学院の規模を拡大し、2016年度から博士前期課程(修士課程)の定員を30名から50名に、博士後期課程(博士課程)の定員を10名から20名に変更した。この結果、看護学研究科の定員は国内最多となった。2016年度の志願者数は、定員に対して修士課程1.6倍、博士課程1.2倍であり、引き続き入学希望者を集めている。大学院修士課程では、助産師国家試験受験資格、保健師国家試験受験資格、看護系大学協議会による認定された専門看護師養成7課程および研究者コースでの人材養成を行っている。

専門看護師育成の継続と新領域の開拓のために、看護教育学上級実践コース(CNE 育成)を2015年度に新設し、2020年までに25名のCNE輩出を目標としている。また、全国で2500人を超える専門看護師の継続教育と教員養成へのニーズから、Doctor of Nursing Practice DNP(2017年4月)コースを開設した。University of North Carolinaとの連携による教育は、社会人として活躍する学生との協働作業によってカリキュラム開発をはかっている。

チーム医療への取り組みとしては、2011年度文部科学省「専門的看護師・薬剤師等医療人材養成事業」の助成を得て、チームビルディングに関する科目を開講した。米国ミシガン大学から講師を招聘して演習を組み込み、上級実践コース、および修士論文コースの院生が選択している。

国際性の拡大として、本大学院は、主にアフリカ、アジアの連携校から看護教育・研究の未来を担う留学生を連携校から受け入れてきた。博士課程の秋入学を2017年度から開始した。

学部教育と大学院教育の連動として、助産師、保健師養成課程に進学する学部生については入学金や受験科目において配慮している。聖路加国際病院で勤務する看護師には学内推薦入試制度や奨学金制度があり、大学院での学修を促進している。

公衆衛生大学院の現状

2017年4月に開設した公衆衛生大学院においては、国際的な公衆衛生学教育プログラムの認定機関である米国公衆衛生教育協会 Council on Education for Public Health(以下、CEPH)において基本科目とされる「生物統計学」「疫学」「医療管理学」「社会・行動科学」「環境保健科学」を基盤として、「生物統計学」をはじめ、科目区分「疫学」の中には「臨床疫学」、「疫学実習」を別に設けるとともに、「公衆衛生応用科目」の中に「健康・行動科学」、「医療政策管理学」、「環境科学」を置き、さらに「学際健康科学科目」において個別具体的な学修を深め、「実践課題」の履修によって完成させる、という体系的な学修体制の教育課程を編成している。これにより、従来の医学部における公衆衛生学教育では必ずしも重視されてこなかった幅広い分野に関わる教育を行っている。

また、修了要件単位数を CEPH の認証基準である 42 単位とすることにより、CEPH 認証基準に準拠した世界水準のカリキュラムを提供する国内唯一の研究科となっている。さらに本研究科では必要に応じて日本語での支援体制を整えつつ、全科目を原則英語で提供している。

一方、教育課程の標準は2年コースであるが、2年以上の実務経験を有する医師については、その実績に鑑み、効率的・効果的に公衆衛生学の知識と技術を付与する、1年コースも設置している。

その他の教育・研究・地域社会貢献に関する詳細は以下の通りである。

教育

- ・看護教育の質向上と他大学との差別化の実施
 - ⇒我が国の看護教育初の学士3年次編入体制を構築し、2016年10月31日に文部科学省の認可を得た。定員の30名も確保され、2017年4月よりカリキュラムが開始されている。
- ・大学院看護学研究科の拡充
 - ⇒Doctor of Nursing Practice (DNP)コースを新たに設置し、新たに10名の入学者を確保した。
- ・国際化の推進
 - ⇒海外学術交流協定校を11校から16校に拡大した。新たに協定した大学は以下の通りである。
 - ブラジル・サンパウロ大学看護学部
 - 米国・ノースカロライナ大学チャペルヒル校
 - インドネシア・サムラトゥランギ大学及びミナハサ州政府
 - ⇒また、2016年度は延べ98名の学生の海外派遣を行い、海外からは14名の学生を受け入れた。今年度はさらに増加している。
- ・シミュレーション教育の強化
 - ⇒臨床学術センターの開設等の効果もあり、2016年度はプログラム数148本(達成率99%)、利用者数6,962人(達成率232%)と目標以上の成果を上げることができた。

研究

- ・公的研究費助成の獲得
 - ⇒公的研究費の獲得状況は、AMED、厚生労働科学研究費助成、文部科学省科学研究費助成すべてにおいて件数および金額は年々増加している。2017年度は達成目標を大きく上回り(達成率120%)、助成件数142件、助成額合計約4億円となった。文部科学省科学研究費助成の採択率は、2017年度41%と高い水準を維持している。
- ・PCC実践開発研究の推進
 - ⇒2016年PCC実践開発研究部は聖路加臨床学術センターに場を移し、「るかなび」をはじめ主な事業は、新たな施設での実施を開始した。PCC研究事業の利用者数は、2016年度「るかなび」5820名、ナースクリニック1340名となっており、前年度より大幅に増加した。中央区との連携事業も継続的に行っている。
- ・共同研究ラボラトリの充実
 - ⇒共同研究ラボラトリでは、臨床学術センターへの移転準備とともに、CLIA (Clinical Laboratory Improvement Amendments)の認証取得にむけた準備を進めてきた。第三者研究機関との合同会社設立にむけた準備を進められた。製薬企業などの外部機関や聖路加国際病院の臨床各科との複数の共同研究プロジェクト(検体保存・解析など)が着々と行われている。これらを基盤として、いわゆるphysician scientistの育成を目指している。
- ・研究支援体制の強化
 - ⇒研究管理部は、臨床研究・治験を適正に運用し、研究者を強力に支援して、法人内の臨床研究基盤を確立する活動を行ってきた。
 - 研究事務室は、公的研究費の運用事務局として、その適正な運用及び厳正な管理と、助成金の申請作業の助言と支援を行ってきた。また、昨年度と同様にコンプライアンス体制の構築と教育の実施を継

続して行った。

研究企画管理室は、臨床研究に関する相談窓口になるとともに、研究倫理審査委員会や研究利益相反管理委員会などの事務局としても活動し、法人における研究の適正管理のための教育・啓蒙活動も行ってきた。研究倫理審査委員会での新規承認研究件数は、2015 年度を大幅に上回った。

地域・社会・国際貢献

1901 年の病院開設以来、本学は所在地である東京都中央区と協働して、我が国初の保健所となった京橋保健館の開設に関与した。現在は包括連携協定「中央区と学校法人聖路加国際大学との包括連携に関する協定書」を締結している。中央区との連携内容は①健康増進及び医学的調査・研究に関すること②教育及び文化に関すること③子育て支援に関すること④高齢者支援に関すること⑤防災及び防災支援に関すること⑥その他、中央区と聖路加が必要と認めることに関する問題解決に取り組むことと多岐にわたって実質的に展開されている。また、中央区築地・明石町のランドマークとして築地居留地研究会との連携も行っている。

国際貢献として、本学は国内唯一の WHO 看護開発協力機関となっており、WHO からの情報を国内に発信すること、PCC のモデルや研究成果を WHO に報告、活用を促すという世界の保健の向上にとって重要な役割を担っており、継続と発展が期待される。

2) 聖路加国際大学の課題

(1) 看護学部

2014 年の大学・病院の法人一体化に基づき、学部教育体制の革新を図るべく、アクティブラーニング型学習への転換として、大村進・美枝子記念聖路加臨床学術センターにアクティブラーニング型教室を設置し、8 つの講義で利用を進めている。学生の学修環境については、図書館のシステム統合や 24 時間稼働を行うとともに、ラーニング・コモンズを開設するなど、学生の学修環境の整備を進めた。アクティブラーニング型学習についてはその充実と教育効果の検証が求められる。

また、臨床実習単位を従来の 23 単位から 34 単位へ増加するとともに、聖路加国際病院の病棟に看護教育学の修士号を持つ Clinical Nurse Educator (CNE) を配置することで、臨地実習の強化を図った。この CNE の効果を評価するとともに、より効率的な臨地実習につなげるための改善のあり方が課題として認識される。

一方、看護教育カリキュラムが 1 年次から 4 年次まで詰まったカリキュラムとなっているため、教養教育の充実面における課題が認識されている。また、2017 年度から開始された 3 年次編入制度の教育評価に基づき、4 年次のカリキュラムに反映することで、教養教育の充実につなげることも検討する必要がある。特に、看護教育コアカリキュラムへの準拠も踏まえたカリキュラムの検討も必要となる。

学生の実習先病院や卒業生が就職している病院をはじめ、日本看護協会など学外に対して実施した調査から、本学の学部卒業生については、まじめで優秀、知識も技術も基礎が備わっていると高評価であり、リーダー校と位置づけられている一方、リーダー職への期待に対して、コミュニケーションやチーム形成、人間関係でネガティブなケースが指摘されている。また本学に限らず、学部卒の看護師全般に対して、コミュニケーションへの不満が強い。調査結果から学部卒の看護師には、職務に対し積極的且つ意欲的に取り組むことが現場では求められおり、教養教育の充実は今後の大きな課題である。

入学者の動向については、東京都をはじめとする関東近県の学生がほとんどであり、多様な学生の受入れという点において地方学生の確保が必要であり、今後の課題である。

学生指導の面においては、教員が学生に対してメンターの役割を果たすアドバイザー制度を導入したが、効果的な機能を果たすために、導入後の効果測定と更なる改善が課題である。具体的には、国家試験受験対応や、学生生活に関する指導のあり方などについての状況の把握や情報共有を行い、対策を実行する体制の整備等が求められる。

国際性については、学部4年間で全学生が最低1回は海外経験の機会を得るように学生国際奨学金を設置し、その規模と範囲の拡大を図るべく、学術協定校の増加に向けた取り組みを行っている。

一方、社会人の学び直しの需要拡大が想定されていることから、3年次編入制度の拡大についても検討が必要である。

さらに、看護学部を設置する大学数が増加する中、教育の質を高め、質の高い人材輩出を維持・発展させる取り組みについて、さまざまな方略の検討と試行が課題である。

(2) 大学院看護学研究科

今後の課題として、下記6点がある。

1. 国内最大規模の看護学研究科で実践・研究の質をより高めていくための志願者・合格者の推移、修了者の評価(就職先分析、CNS申請数分析等)への取り組みが必要である。修士課程に関しては、新たなCNS分野としてニューロサイエンス看護、周麻酔期看護、遺伝看護カウンセリング等新規CNS分野の開拓・統合や、養護教諭(専修免許)課程の設置などに関して検討が必要である。修士課程在学生在が、学部で開講している授業科目(養護教諭等)を履修できるような学び直しコースの検討も考えられる。また、公衆衛生大学院を有する強みを最大限に生かし、ダブルディグリーの取得が可能となる教育課程を構想すること、共同研究ラボラトリの設置により、研究テーマをさらに多様にしていくこと等を通じて、実践・研究の質をより高めていくことが期待される。
2. DNPプログラムの完成年度にむけての評価を行うこと、その結果を踏まえて改善を行いながら、引き続き高度人材育成に貢献しているかどうかのモニタリングが必要である。
3. CNEコース修了者の活動について聖路加国際病院と協働して評価し、発展をはかることと、CNEの臨床現場での更なる活用が必要である。
4. チーム医療の発展に向けて、公衆衛生学研究科や病院と共催で研修を展開することにより、Interprofessional Learningを強めること。
5. 海外連携校との交流の実質を高め、さらに多くの留学生の特性に応じた教育体制を確立すること。
6. 学部教育と大学院教育の連動、聖路加国際病院職員の学修について、さらなる検討が求められる。

(3) 公衆衛生学大学院

公衆衛生学大学院は、2017年4月に開設し、初年度35名の学生が入学した。講義・演習等は原則英語による授業となっており、6名の外国人教員による国際的な教育・研究がおこなわれている。ただし、学修インフラの部分における対応について、外国人学生へのきめ細かな対応など、ハードとソフトの両面にわたる多様性への配慮が課題となっている。

また、留学生を含む第2期生の確保ならびに学生のキャリア形成支援として、国際連携センターや入試事務室、広報室などとの連携により、継続した国内外からの学生の確保が課題として認識される。

一方、博士後期課程の設置について、2018年3月末の申請に向けて作業を進めており、2019年度の開設を目指している。

(4)学部・研究科全体

教育の質を保証し、質向上につなげるためには、教育効果に関する定量評価指標の設定とモニタリングおよびその評価を通じて、改善につなげるPDCAサイクルに基づく改善プロセスを構築する必要がある。この取り組みを行うことが課題として認識される。

また、学部・研究科の様々な課題に取り組み、改善を行うための体制・制度づくりも課題である。また体制・制度作りに関しては、政府の働き方改革を踏まえて検討を行う必要がある。

(5)教育センター事業の拡充

看護師生涯教育

現在教育センター生涯教育部では、学外の看護職員に対する生涯教育プログラムを展開している。その内容は、認定看護管理者ファーストレベルプログラム、認定看護師教育課程(不妊症看護、訪問看護、認知症看護)、在宅療養コーディネーターナース養成と活動支援を含む13講座がある。いずれも少子高齢化社会に対応する看護師の能力開発に寄与する内容となっている。そのうち、「英文献を読もう!」は本学大学院生を主な対象者としているなど、生涯教育プログラムの一部は、看護学部教育あるいは大学院看護学研究科の学生が活用することができている。しかしながら、現在広く話題になっている看護師の特定行為研修については開講に向けた準備は未整備である。

こうした現状を踏まえて、内外を問わず、看護職のスキルアップを図るための教育プログラムを拡充する。生涯教育の視点から、現在の社会状況に対応することのできる看護職の能力開発を重点的に強化する。看護師の特定行為研修については、日本看護協会が認定看護師教育課程と統合する案が出ており、その動向を見据えて、本学の方針を決定することとする。

また、看護職以外の保健医療専門職の生涯教育について検討する。看護職の生涯教育プログラムについては、現在は日本看護協会の認定看護師や認定看護管理者のプログラムが提供されているが、その他の職種のプログラムについては体系化されていない。看護師の特定行為研修やシミュレーションセンターを活用したシミュレーション教育、公衆衛生大学院のプログラムを踏まえた医療経済・医療政策に関するプログラム、診療現場において行われるセミナーなどを活用したプログラムなど、生涯教育プログラムの拡充が課題である。特に、医師の働き方改革が国全体で検討される中、他職種へのタスクシフティングやタスクシェアリングなどの必要性が想定されることから、技師や事務職などのPhysician's Assistant(PA)養成の新たなプログラム開発についても検討が求められる。

(6)研究の強化

大学院教育を担う本学において、教員の研究活動の促進、大学院生の研究能力の育成、病院等診療部門における臨床研究の推進は欠くことができない。すべての研究者の倫理観の醸成をはじめ、研究不正を防止する

大学環境の整備とモニタリング、研究を支援する専門職員の育成と体制の整備、研究成果の社会への更なる発信や、守るべき知的財産の保護・維持については、不十分であり、検討すべき課題である。

研究管理部において、治験の取り扱い件数が増加している現在、治験の質を維持しさらに向上させるためには、治験薬保管庫の設置スペースの拡大等ハード面の拡充をはじめ、CRC の人員確保などが課題である。

また、共同研究ラボラトリーにおいては、バイオバンク構築の必要性が挙げられているが、検体取り扱い体制の構築及び担当者の配置が必要である。

さらに、公的研究費の採択率については、文部科学省科研費において 41%と高い水準となっているが、研究の質を維持・向上させるためには、臨床教員の研究への関与を高めることと、研究助成課の管理体制の強化および研究者に対する研究の質を更に高めるための取り組みが課題である。

また、企業との共同研究・受託研究を増加させ、研究成果の社会への還元を行うことも今後の課題として認識されている。

(7) 国際化への対応

学術交流校は看護学部において現在 16 校までに拡大しているが、交流実態としての留学プログラムの強化・充実を図るとともに、大学院を中心に国際的な研究を活性化するためには、海外研究拠点の設置と管理など、海外展開に対する取り組みを行うことが課題となる。

また、留学生の増加など対して、多様化への対応を行う必要があることから、多様性への取り組みについても課題として認識されている。

2. 今後の方針 ～中期ビジョン～

本学は2021年2月12日をもって創立120周年を迎えるとともに、前年2020年10月26日には看護教育を開始して100年となる。この伝統に基づき、2014年4月に「聖路加国際大学」として、聖路加看護大学と聖路加国際病院の法人を一体化した。このシナジーを発揮するとともに、2017年4月に開設した公衆衛生大学院も加え、看護保健・公衆衛生の分野における教育・研究・実践の諸活動を通じて、国内外の保健・医療・看護・公衆衛生に対して貢献すべく、来るべき2025年を視野に中期ビジョン―The Art of Quality―を構築した。その基本コンセプトは国際通用性のある高等教育機関を目指すというスタンダードのもと、5つの分野におけるチャレンジを行うというものである。具体的な計画については以下の通りである。

中期ビジョン： The Art of Quality

1975年には6校であった看護系大学は1990年台後半より急増し、2017年には、学士課程248校、修士課程162校、博士課程86校となった。そのような中、今後も引き続き看護・公衆衛生への高い指向性をもつ優秀な学生を確保し、大学の理念を実現するために、本中期ビジョン策定により本学の特色と方向性を提示する。

STANDARD:

国際通用性のある高等教育機関

CHALLENGE:

- (1) 高度化
- (2) 看護教育モデルの刷新
- (3) 新領域
- (4) 質の担保
- (5) 多様性

1) 国際通用性のある高等教育機関

保健・医療分野において、国際的な需要が高い課題に対する教育・研究を行うとともに、国際認証レベルの教育・研究の質を担保することなどを通じて、国際的な存在感を示す業績の具現とその評価を受けることを目指す。看護分野については、看護の国際基準を視野に入れた教育・研究に対する取り組みを重点化する。

また、これらの取り組みを通じて、学生および教職員の国際経験を促進し、人的な国際流動性を高め、国際的に活躍できる人材の輩出を目指す。

そのためには、キャンパス内の国際交流を促進するなど、大学運営の国際化についても取り組みを行う。

2) 5つのチャレンジ

(1) 高度化

大学院において、国内外に看護ならびに公衆衛生分野の高等教育を展開できる研究者・教育者を養成するため、高度教育を行う。教員単位の研究費獲得のみならず、大学全体で研究費を獲得していくための仕組みとして萌芽研究のインキュベーションの検討や、学内研究助成制度の創設など行う。また、企業からの支援による寄附講座の創設に向けた働きかけを行う。これらの産官学連携プロジェクトなどを通じて、その結果を教育へフ

ードバックする。さらに大学院看護学研究科においては上級実践コースカリキュラムの国際通用性の検討を行う。

つづいて大学院における、学術的な発展のための研究活動の重点については、海外に研究、教育拠点を設けることで、海外での学生実習や研修の機会をさらに増加させ、海外の大学院との単位互換をはじめ、ダブルディグリー取得が可能なプログラムを開発する。これらを通じて、教員の論文の質向上を図る。また公衆衛生大学院を活用した学際的な教育研究を促進する。具体的には、公衆衛生大学院に博士後期課程を設置するとともに、米国における公衆衛生大学院の認証機関である Council of Education for Public Health (CEPH)の認証取得を目指す。さらに公衆衛生大学院と看護学研究科のダブルディグリーのプログラムについても取り組みを行う。そのほか海外での看護実習・研修先を、提携校を中心に開発し、看護学生の派遣を推進する。

また、社会や医療が抱える課題に継続的に取り組むことができる、基本的な力を持った医療人の要請については、学士課程段階で医療や看護実践の高度化に対応できる普遍的な力を養成する必要があることから、英語による授業の実施および割合の向上や、複数の学問領域の学生が、共同で学ぶ科目や合同セミナーの設置・実施を通じて教育・研究と臨床の融合 (Interprofessional Learning) を実践する。これらの取り組みを通じて、社会や医療が抱える課題と永続的に対峙できる、基本的な力をもった医療人を養成する。

さらに、国内外の人々や地域が抱える健康課題に対して、チームで解決する能力を備えた看護人材の育成を行う。具体的には、WHO 看護開発協力センターと看護学部・看護学研究科の協働と自治体(中央区)との連携による、教育における連携活動の実施や、看護学部・看護学研究科学生の WHO セミナー受講推進をはじめとした WHO との協働、国際機関で働くための教育プログラムの開発、特別講義「チームビルディング」の受講促進を行う。

(2) 看護教育モデルの刷新

高等教育における看護教育モデルの新たな展開に取り組む。また、豊かな人間性の涵養のため、教養科目の充実を図る。具体的には、2017 年度から開始した学士 3 年次編入コースのカリキュラムの教育評価とその効果を踏まえ、専門科目の効率的・効果的改革を行うことで、教養科目の充実を図るとともに、臨地実習の質の向上と効果的な実施方法の改善を図る。また、現在文部科学省において検討が進められている看護教育コアカリキュラムへの準拠についても検討が必要なことから、これらを統合したカリキュラムの改革が課題となる。さらに、学士編入生が 3 年間で修士号を取得できる教育課程を設置し、看護実践力及び看護科学的思考力を強化した修了生の輩出を可能にする。また、大学院においては、DNP プログラムの完成を目指す。

さらに、教養教育の充実については、聖公会関係学校である立教大学との連携により、教養教育の相互カリキュラムの充実を図る。

(3) 新領域

今後の社会環境の変化による保健医療ならび公衆衛生分野に求められる、保健医療職者の活躍の場を創出する。具体的には、看護学部において、学士課程における公衆衛生学の展開を通じ、国際機関で働くリーダーを目指す人材の養成、教養ある知識人としての人材教育、看護実践能力の更なる向上、公衆衛生大学院への進学を目指す看護人材の育成等、新たなプログラムの開発を検討する。また、大学院看護学研究科においては、先端医療・技術への展開検討を開始するとともに、文部科学省や厚生労働省などの行政機関をはじめ、日本看護協会など、外部機関において活躍できる人材の輩出を図る。臨床現場においては、CNE や周麻酔期看護師

の活躍の場を、聖路加国際病院以外に拡げる取り組みを行う。

さらに、聖路加国際病院をはじめ、立教大学や聖公会神学校など、聖公会関係の諸機関との協働により、医療従事者に対するスピリチュアルケアや心理学、哲学など、人文学的知識と素養を身に着けるための教育・研究を行う医療人文学研究科の設置を検討する。

一方、社会的要請が高まることが想定される、看護師特定行為プログラムの検討や、技師等の Physician's Assistant (PA) 養成プログラムの策定と実施を図る。

(4) 質の担保

質の高い看護職を養成し、日本の看護高等教育を先導することをめざし、教育効果の評価指標を開発するとともに、その点検・評価システムを確立する。また、国内外の健康課題に対応するために、公衆衛生学研究科と看護学研究科の連携を活用した学際的な教育研究を促進する。公衆衛生大学院における前述の CEPH の認証取得や、公衆衛生大学院と看護学研究科とのダブルディグリーも質の担保として位置づけられる。

博士課程を擁する大学としては、教職員が取り組む研究活動の質が教育活動の質を担保することとなる。医療の質向上と教育双方の質の担保としての研究活動の推進が重要である。

これらの教育評価システムの確立と運用の結果、改善が必要とされる項目について実行するための PDCA サイクルを通じて、質の担保を図る。

(5) 多様性

医療の発展に貢献する志をもつ、国内外の多様な人材に開かれた大学を目指す。そのために、多様なバックグラウンド、多様なキャリア志向をもつ学生を受け入れる。また、多様な思想が尊重され、意見や提案が生まれやすい環境を作るとともに、多様性を受け容れ、各人の個性や能力を発揮できる場を提供することで、相互作用を促す取り組みを行う。

具体的には、

- ① 多様性に関する宣言“Statement of Diversity and inclusivity” の策定および周知キャンペーン
- ② 多様性に関する大学全体でのアンケート実施
- ③ 多様性に関する周知広報(ロゴマーク、ポスター、パンフレットの作成)
- ④ 多様性に関する awareness 教育の実施
- ⑤ 多様性・inclusivity・accessibility に関する窓口設置
- ⑥ 多様な学生を獲得するための入試・奨学金制度
- ⑦ 国内の多様な地域の学生を引き付けるイベント開催(高校生によるスピーチコンテスト:健康課題に対する提言を募集)
- ⑧ 学内使用言語の日英両言語の確立

などが想定されており、これらの取り組みを通じて、国際大学としての多様性の進展を促す。

3) 大学院における教育・研究の重点化

2025 年に向かい、看護教育・研究の高度化をさらに進めるとために、修士課程においては保健師・助産師、上級実践看護師の要請、博士課程においては DNP の養成にとどまらず、多様な修士・博士課程の展開を図ると

ともに、海外にその活動を展開することを目指す。

また、公衆衛生大学院においては、博士後期課程の設立、企業との共同研究、聖路加国際病院等との連携に基づく臨床疫学研究の発展など、教育と研究の質をさらに向上させる取り組みを行う。

さらに、医療人文学研究科(仮称)など、医療を軸とした他分野との境界領域の研究科設置をはじめ、中長期的にはメディカルスクールの開設を目指した取り組みを行い、医療系総合大学への発展を目指す。

大学院におけるこれらの取り組みを積極的かつ着実に進めることで、時代の流れを先取りした高度医療人材の育成に貢献する。

3. 主な計画に対する目標値

<年次スケジュール>

| | 取組内容 | 到達目標 |
|--------------|---|--|
| 2017 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・学士 3 年次編入制度開始 ・看護学研究科博士後期課程DNPコース開設 ・公衆衛生大学院開設 | |
| 2018 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・学部カリキュラム 2015 の教育評価 ・学士 3 年次編入制度の教育評価 ・新カリキュラムの検討 ・看護学研究科 PhD コース科目再編 | 教育評価の指標開発 |
| 2019～2020 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・臨地実習の改善 ・教養教育の充実 ・DNP コース完成年度 ・公衆衛生大学院博士後期課程開設 ・公衆衛生大学院と看護学研究科のダブルディグリーの設置 ・PA養成プログラムの開発 | <ul style="list-style-type: none"> ・学部生の教養教育受講者増 100 名 ・DNP 取得者 10 名 ・公衆衛生大学院定員増 50 名 ・公衆衛生大学院博士後期課程定員 5 名 |
| 2021～2023 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・医療人文学研究科(仮称)の開設 ・大学基準評価 ・公衆衛生大学院CEPH認証評価 ・学部カリキュラム 2021 開始 (3 年次編入プログラムの展開) ・海外大学院とのダブルディグリー検討 | <ul style="list-style-type: none"> ・PA養成プログラム受講者 100 名 ・海外学術交流協定校 20 校 |